

非常勤職員の募集について（障がい者雇用）

名古屋税関では現在、障がい者雇用の一環として、障がいのある者を対象とした非常勤職員の募集を行っています。採用期間、勤務場所等は下記のとおりです。

記

- 1 採用期間 令和5年5月1日～令和5年10月31日
※期間の更新あり
※試用期間1ヶ月
※勤務開始日はご相談の上、決定します。
- 2 勤務場所 名古屋税関 本関
(名古屋市港区入船2-3-12 名古屋港湾合同庁舎内)
- 3 勤務場所設備 エレベーター有、出入口段差無、階段手すり有
多目的トイレ有（庁舎1階）、点字表示無
- 4 募集人数 1～2名
- 5 勤務時間 9：00～17：30の間で週30時間
(うち、正午から13：00までは休憩時間となります)
※勤務時間をご相談の上、決定します。
- 6 勤務日 土、日及び祝日を除く平日
※ご相談の上、決定します。
- 7 給与等 時間給：1,059円程度
賞与：年2回（勤務実績に応じ支給）
手当：通勤手当（月額上限5万5千円）
- 8 業務内容 パソコン（エクセル・ワード等）を用いた簡易な入力業務
既存のシステムを用いた簡易なデータ作業業務
書類整理・ファイリング業務
郵便物の仕分け・発送等庶務業務 など
※なお、担当いただく具体的な業務内容や、実際に仕事をするに際して希望される配慮措置については、双方で話し合いを行いながら、本人の適性、障がいの状況、職場の状況に応じて調整いたします。

- 9 応募資格
- ①国家公務員法第38条（欠格条項）の規定に該当しないこと。
 - ②次に掲げる手帳等の交付を受けている者
 - ・身体障害者手帳又は身体障害者福祉法第15条の規定により都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）が、当該都道府県において同条の申請に用いられる様式により作成した、障がいの種類及び程度並びに障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる障害に該当する旨が記載された診断書・意見書
 - ・産業医又は人事院規則10-4第9条等に規定する健康管理医による上記に準じる診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障がいに係るものを除く。）
 - ・都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは地域障害者職業センターによる知的障がい者であることの判定書
 - ・精神障害者保健福祉手帳

- 10 応募方法 下記問い合わせ先へ電話にてご連絡後、以下の書類を送付してください。
- ・履歴書（顔写真貼付）
 - ・職務経歴書
- ※業務遂行上必要な配慮等の確認のため、障がいの状況や必要な配慮事項等を可能な範囲で応募書類にご記入ください。
- ※支援機関を利用している方は、支援機関の名称・支援者の分かる内容を応募書類にご記入ください。

- 11 募集期間 令和5年3月8日（水）～令和5年4月11日（火）

- 12 選考方法 書類選考の上、書類選考合格者の方には面接日程・内容等を個別に連絡いたします。面接の際に、実際にパソコン操作等の作業も予定しております。
- 書類選考不合格者の方には別途文書による通知とともに、提出いただいた履歴書等の応募書類を返却いたします。

◎面接予定日 令和5年4月13日（木）

その他ご不明点がありましたら、お問い合わせください。

【応募書類の郵送先及び問合せ先】

〒455-8535 名古屋市港区入船二丁目3番12号

名古屋税関 総務部人事課人事第1係

電話 052-654-4025

Eメール nagoya-somu-jinji@customs.go.jp

※Eメールでお問い合わせの方は、件名に上記表題を入力して下さい。